

令和7年4月1日から入院時の食事療養費の負担額が変わります

【入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）】令和7年3月31日まで

所得区分			標準負担額
現役並み所得者 及び 一般Ⅱ・Ⅰ			490円（注1）
住民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ （区分Ⅱ） （注2）	過去12か月で90日以内の 入院	230円
		過去12か月で90日を超え る入院	180円
	低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）		110円

（注1） 指定難病の人は280円です。

（注2） 低所得者Ⅱの区分の方は、入院日数が90日を超えた場合、お住まいの市町村の保険担当課で申請をし認定を受けると食事代がお安くなります。

原則、申請した翌月から該当となります。申請された場合は病院窓口へお知らせください。



【入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）】令和7年4月1日から

所得区分			標準負担額
現役並み所得者 及び 一般Ⅱ・Ⅰ			510円（注1）
住民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ （区分Ⅱ） （注2）	過去12か月で90日以内の 入院	240円
		過去12か月で90日を超え る入院	190円
	低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）		110円

（注1） 指定難病の人は300円です。

（注2） 低所得者Ⅱの区分の方は、入院日数が90日を超えた場合、お住まいの市町村の保険担当課で申請をし認定を受けると食事代がお安くなります。

原則、申請した翌月から該当となります。申請された場合は病院窓口へお知らせください。